

Title	リア・A・ハウス著 『ガットをグローバル化する』
Sub Title	Leah A. Haus, Globalizing the GATT
Author	川瀬, 剛志(Kawase, Tsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.5 (1993. 5) ,p.164- 171
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930528-0164">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930528-0164</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Leah A. Haus,

### *Globalizing the GATT*

—*The Soviet Union's Successor States,*

*Eastern Europe, and the International*

*Trading System*

1992, The Brookings Institution, Washington,

D.C., x + 141p.

リア・A・ハウス 著

『ガットをグローバル化する』

一

八〇年代終盤からの旧ソ連・東欧における民主化の流れは凄まじいものであった。ベルリンの壁の崩壊さえも予想だにしない

かった我々にはそれから東西ドイツの統一までの早さは正に想像を絶するものであり、またルーマニアにおけるチャウシェスク大統領夫妻処刑の映像は全世界に衝撃を与えた。そして何よりも庄巻は、ベレストロイカに揺れるソ連における九一年八月の保守派クーデターの失敗及びソ連の解体とCIS（独立国家共同体）形成であろう。こうして民衆の自由化に対する圧倒的な欲求の前に、戦後世界を二分した社会主義勢力の大部分は中国、北朝鮮、キューバといったいくつかの残存勢力を除いて倒壊していった。

このように多くの人的・物的犠牲の上に達成された民主化ではあるが、経済的目標として市場経済への移行を標榜するこれらの国々に残された課題は山積している。この点、旧共産圏研究の専門家からより包括的な指摘はあろうが、国際経済法を専攻する者としては、さしあたり国内における競争法を中心とした自由経済秩序の形成及び原則として数量ベースでの輸出入管理を否定する自由貿易を基調とした国際通商体制への参加という大まかな二つの論点が指摘し得る。本書はこのうち後者、特に伝統的な「モノ」の通商システムとこれらの国々の関係について極めて示唆に富み、また大変時宜を得た業績として評価できよう。特に普段から資本主義社会における自由市場の存在を前提として内外の競争秩序の在り方を論じがちな我々「西側」の経済関係領域の研究者の中には、本書のような業績に触れることによって、これまで自由市場を欠いてきた社会をも取り込

むより包括的な国際経済体制の必要性を再認識させられる向きも多いのではないだろうか。

著者ハウス女史は本書において、一貫してこの「取り込み」の重要性を強調し続ける。そしてこうした動向は、本書出版の後もとどまることなく進展を続けているのである。例えば昨年五月九日ドイツのミュンスターで開催された東西経済貿易相会議の総括文書において、旧ソ連・東欧諸国の自由市場原理による国際貿易とガットへの早期加入の促進が確認された。また同年七月上旬のミュンヘンサミット及びG7+1においても、西側による旧ソ連・東欧諸国の国際経済体制への復帰支援は重要課題の一つであった。そして何よりもその変動が最も激しいC O C O M (対共産圏輸出統制委員会) は昨年初めに方針転換を合意した後、同年二月の対ハンガリー規制解除、六月の高級事務レベル協議における通信機器輸出の規制緩和と旧ソ連・東欧との協力による第三世界への戦略物資拡散防止の合意など、これまでの「封じ込め」の代名詞としての性格を大きく変えつつある。

## 二

こうした国際通商体制の管理に当たる協役達の活発な活動は、その主役たるガット(GATT)関税および貿易に関する一般協定)に対する期待をいやが上にも高める。著者はこの主役の進む途を示すべく、以下のような構成で過去における旧ソ連・東欧の加盟をめぐる一連の動向を分析し、近い将来に対する展

望を示すのである。

第一章 イントロダクション

第二章 争点

第三章 ポーランド、ルーマニア、及びハンガリー加入交渉

## 渉

第四章 ポーランド、ルーマニア、及びハンガリー施行段階

## 階

第五章 ブルガリアによるガット加入の試み

第六章 政治の優位—ソ連とガット

第七章 ソ連継承国と世界経済

このように筆者は本書の大部分(第三章—第六章)を過去の問題の分析に当てている。その部分の前提としてクローズアップされるのは、ガットがかつてのソ連・東欧諸国のような計画経済の「受け皿」として不十分であったことであり、他の主要なガット関係の業績においてもこの点は強調されてきた(例えば、J. H. Jackson, *World Trade and Law of GATT* (Bobbs-Merrill, 1969), Ch. 14; J. H. Jackson, *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations* (MIT Press, 1989), Ch. 13; J. H. Jackson and W. Daver, *Legal Problems of International Economic Relations* (West Publisher Co., 2nd ed., 1986), Ch. 21; K. W. Dam, *The GATT: Law and the International Economic Organization* (University of Chicago Press, 1970), Ch. 18 など参照)。

この不十分さの一部は歴史の偶然に由来する。当初、ガットの前身たるITO（国際貿易機構）は同盟国の一員であった。連の参加を予定していた。例えば一九四五年一月発表のアメリカ起草案には、完全な又は実質的な国家独占の通商体制を有する国の参加を前提として、これらの国々が無差別ベースで一定額の輸入をコミットし、その見返りに市場経済諸国が一般最惠国待遇を供与する条項が含まれていた。しかしながら周知の通り、冷戦構造への突入によりソ連はブレトンウッズ体制に参加せず、またITO自体が当のアメリカの不参加により流産してしまつた。従つてチエコスロバキアが体制変化前であつた時は二三カ国の原加盟国すべてが市場経済を採用してゐたため、ITOを継承したガットには計画経済の加入が予定されておらず、市場経済における製品別の部分的・例外的な国家貿易企業或は輸入独占の存在のみを前提として、僅かにガット二条四項及び一七条が挿入されたに過ぎない。当然これらの規定がその後の計画経済諸国の取り込みにも有効に機能し得なかつたことはいうまでもない。

しかしそれ以上に致命的であるのはガットの有効な機能の前提たる価格メカニズムをこれらの国々が欠いている点である。まずそれはガットの関税主義の機能不全を意味する。通常の企業は同等の品質を前提とした場合、低価格の供給先を選択する。従つてある国から関税譲許を受けることにより同国への輸出価格が下がり、その結果自国産品の輸出が拡大することになる。

ところが完全又は実質的な国家独占の場合、独占体又は国家が事前に計画に基づいて購入数量及び調達先を決定してしまつたため、資本主義国家が交渉の末いくら関税譲許を得ようと殆どそれらへの輸出拡大につながらない。また事前に数量設定をせず、しかも商業的考慮によつて供給先を選んだとしても、国家独占体が国内販売価格を高く設定することで輸入品の消費を抑制することは可能である。その結果これらの国々と資本主義諸国の間では、一般最惠国待遇による関税引き下げの無差別適用と互恵的な通商拡大を両立する拡散的相互主義の達成が極めて困難となり、無差別原則と相互主義の相克を生む。また、市場価格が存在しないことは価格要件を課す反ダンピング税或は相殺関税の適用を著しく困難にする。つまり価格は経済官庁が決定するためにそれが適切なコストと利潤を反映したものか否かが判然とせず、従つて輸出国内市場価格と輸出価格の差たるダンピングマージンの有無は決定出来ない。また相殺関税についても同様で、生産主体が実質的に国家自体である計画経済諸国の輸出品について補助金相当額を論じることが殆どナンセンスに等しい。この結果、これらの国々に最惠国待遇・内国民待遇による市場アクセスを与えることは資本主義諸国に計画経済諸国によるある種のソーシャルダンピングに対する警戒感を生み、これが差別的セーフガード導入の要求のインセンティブとなる。著者はこれらの無差別原則対相互主義、多国籍主義対二国間主義の相克が、一九六〇～七〇年代、即ちデタントの時期にお

ける東欧の加盟及び加入条件の見直しをめぐる米・EC対立の背後に一貫して存在していたと指摘する。つまり自由主義の旗手を自認するアメリカが無差別・多角を標榜して通常の加入条件での東欧諸国の加盟を後押しし、地政学的に見てこれらの加入に商業的利益を有するECが数量ベースでの相互主義の確保と差別的セーフガードの導入に固執してきたのである。この対立は著者が痛切に批判する特殊な加入条件に帰結する。本書の第三章及び第四章で扱われるポーランド、ハンガリー、ルーマニアに与えられたのは所謂著者の言うところの「二流市民」(second-class citizens)としての地位であり、各国によりある程度差異はあるものの、これらの加入議定書は数量ベースによる輸入のコミットメント、他締約国(主にEC)による差別的輸入数量制限の存続、選択適用によるセーフガードを含むものであった。またその後二〇年以上の間、これらの国々は条件改善のために奮闘し、背後には米・ECの件の原則論をめぐる対立が常に存続していた。

冷戦構造終結後の今日でも、これらの加入条件の正常化は未だに完了していない。経済再建に外貨の必要なこれらの国々にとって、旧コモン諸国間の強い相互依存関係が失われ、また資源の調達先でもあり輸出市場でもあった旧ソ連との貿易量が急激に低下している今、ガット加盟又は関係正常化は急務である。しかしながらこの「主役」は、ジュネーブにおける水面下の交渉はともかくとしても、少なくとも新聞紙面を賑わすよう

な具体的行動を起こすに至っていない。

### 三

但し本書が問題にするのはこのようなガットにおける旧ソ連・東欧に関する通商政策上の争点だけではない。もうひとつ著者がガット加入の前提条件として終始強調するのは、冷戦構造をめぐる主として安全保障上の政治的・戦略的考慮である。

著者は第一章において、旧ソ連・東欧の取り込みには経済再建の自助努力もさることながらポスト冷戦を踏まえた西側の対東欧政策の転換が鍵を握ると述べ、通商政策と並んで西側の政治的・戦略的思考を論点として提示している。また結論においても、これらの政治的・戦略的考慮が通商政策上の考慮に比べて常に優位に立ってきたことを指摘する。例えば先の三国については、スターリンの死去を一つの転機として、一九六〇年代、つまりデタントの時期に加入に関する一連の交渉が進められた。また国別にも、計画経済への批判が東欧各国でささやかれ始め各国で解放路線が開かれた当時は、ハンガリーにおけるカダル政権の柔軟路線への転換、ルーマニアのソ連とは一線を画した独自外交路線など、西側としてはこれらの国々を受け入れ易い条件が整っていた。更に西側は東欧をソ連の影響下から隔絶するためにこれらの国々について国ごとの待遇の差別化を進めていたため、経済的に解放路線を取り西側に歩み寄る東欧諸国のガット加入促進については欧米の利害は一致していた。

従ってこれら三国の加入については、著者が前項で紹介したように整理する通商政策上の西西対立に争点が集約されることとなるのである。

しかしながらそれぞれ本書の第五章、第六章で扱われるブルガリア、旧ソ連についてはこの戦略的考慮が大きな意味を持つこととなる。両国は主として八〇年代初頭から加入を目指した一連の活動を開始するが、著者の分析によれば、当時の新冷戦構造の出現とレーガン政権の対ソ強硬路線は、通商政策上の議論に入る前の時点で、両国にウルグアイラウンド参加、オプザーバーの地位の取得等について「門前払い」をくらわす原因となった。

この時期に相互主義に固執するそれまでのECに代わってアメリカがガットにおいて積極的にこれらの加入を妨げる「汚れ役」を演じたのはそのためであると著者は分析し、その際展開されたいくつかの経済的・法的議論は表向きに過ぎないと批判する。その証拠に、一九八八年のEC・コモン共同宣言や一九八九年のPHARE(対ポーランド・ハンガリー経済再建援助)に代表されるECにおける欧州大統合の一環としての経済援助の機運の高まり、そして東欧各国における民主化による冷戦構造の終結に伴うアメリカの態度軟化により、これらの問題は妥結、収束へと向かうのである。そして著者は、冷戦構造の終結により新たな政治的・戦略的考慮はこれらの国々の早急な国際経済体制への取り込みを命じている、と警鐘を発するのである。

#### 四

このようにして著者は一九九一年までの事実関係を踏まえ、大きく分けて政治的・戦略的視点と通商政策上の視点から、それぞれの争点と双方同士との相互作用を意識しつつ、過去の動向に極めて明瞭な分析を平易な表現で提示してくれた。本書に質量共に比肩し得る先行研究として注目される、M. M. Kosticki, *East-West Trade and the GATT System* (MacMillan Press LTD, 1978) が主として経済的分析に終始しているのに比べると、確かにこの点は著者の自負に違わず注目に値すべき点である。また、情報収集に関しても、膨大な学術的資料に加えて多くの通商交渉担当係官の貴重な証言に大きなウェイトを置いている点は、普段当該領域においてそのような情報へのアクセスに制約がある我々日本の研究者にとっては大いに興味をひく点と言えよう。

そうした多大な資料と卓越した分析力を駆使した結果を、筆者は最終の第七章において旧ソ連の継承各国(特に経済力の大きいロシア、ウクライナ)の加入を占う手掛かりとして応用している。著者自身、第一章の研究目的においてこの点に最も力点を置いていると述べ、旧ソ連継承国の加入についてオプザーバー、準加盟協定(Associate Agreement)、正式加入の三つの形態から可能性を探る。

特に焦点となる正式加盟については、著者は継承国内の不安

定な政治状況、及び市場経済移行完了とガット加盟のタイムラグを勘案し、計画経済の放棄を即ガット機能の要件充足とは考えていない。この過渡期では過去の東欧の教訓を生かしつつある程度例外的な加入条件を認め、将来的には自由貿易体制にこれらを組み込むというのが氏の統合ビジョンである。著者は前提となる政治的・戦略的考慮は民主化促進、軍縮、地域紛争防止、旧東独地域残留勢力の撤退等に鑑みてむしろ国際経済体制における協調を命じているとしながらも、同時に多くの通商政策上の困難、特に弱体化しつつあるガットにロシアのような潜在的経済力のある国が市場経済への移行が完全でないままの状態で加入することによる多国間・無差別の原則に与える影響、そしてかつて無差別原則を支持していたアメリカの近年における相互主義に対する執着等を懸念しているように思われる。著者はこのような困難をガット持ち前のプラグマティズムで乗り切ることが重要であることを強調し、そのために市場経済への移行完了までの「一時的」なものであるという留保付きで過渡的な条件設定し、その下で加入することが望ましいと主張するのである。具体的に述べると、筆者は加入譲許における差別的な数量制限や数量ベースの輸入量設定などについては過去の経験に照らして否定的であるが、現実的対応のために差別的セーフガードの設定や三五条(特定締約国間における協定の不適用)などを加入賛成を得るために必要な柔軟性を既存の締約国に与える手段としてある程度是認している。

筆者の指摘は、ただ単に市場経済が計画経済かの「All or Nothing」ではなく、政治学者らしく過渡的状況を勘案して現実的対応を打ち出した点では極めて示唆に富む政策的提案であったが、敢えて批判すべき点があるとすれば、些か技術論に傾倒し過ぎたきらいのある提案に終始し、筆者の終始強調するシステムの根底にある二つの原則の対立についてあまり実質的な回答が示されていないことが挙げられよう。

確かに市場経済への移行を前提として、短期間に変則的な加入条件を設定することは旧ソ連継承国の問題については有効な手だてであるかも知れない。しかし旧ソ連・東欧の例には共產主義体制の崩壊とそのコララーたる計画経済の放棄という特殊要因が介在していることを忘れてはならない。筆者の指摘するようにガットが未だに「グローバルでない」とすれば、旧ソ連・東欧の経験からガットの前提たる市場メカニズムの機能しない未加盟国をいかなる条件で取り込むか、またその際不可避免である相互主義と無差別原則との抵触をいかにして解決するかをより一般的に論ずることのほうが真のグローバルイゼーションに寄与するように思われるのである。ただ単に短期的な加入形態について論じたところで、これが近々加入が予定される中国や非公式ながら加入を打診するモンゴル、また加入は遠い将来にならうが近年西側への歩み寄りを見せる北朝鮮など、社会主義体制を堅持しつつ民営化等の開放路線を歩んでガットに加入してくるであろう国々への前例としての意味をどの程度有する

かは疑問である。もし著者の強調するように政治的・戦略的考慮が、冷戦構造の終結により、その体制の差異にかかわらずこれまで阻害されてきた国々をマジョリティの国際社会に復帰させ、これらと協調することを命ずるなら、今アカデミズムに求められているのはこうした短期的な技術論ではなく、かつて終戦後アメリカがソ連の加入を予定して国際通商システムを構築しようとしていたように、これまでは市場経済において補助的地位しか与えられていない国家貿易形態がある程度実質的な意味を持つ国際通商体制の在り方を模索することのように思われる。もしそこで著者の分析するような相互主義と無差別原則の抵触が不可避ならば、形式としては普遍妥当性を有するこれらの原則がこれからのようであるべきかが課題となろう。特に相互主義は国際通商において一貫して重要な原則或は時としてその規制原理とさえ言われ続けた一方で柔軟にその内実を変えていったことを想起すれば、今まさにその変化のときを迎えつつあるのかもしれない。

勿論具体的な政策論も必要であることは否定できないが、それがアド・ホックに過ぎるものであつては意味がない。広い意味での欧米社会がガットに取り込まれればそれでグローバル化が終結するわけではなく、中国等の問題を勘案すれば状況はブラグマティズムの名の下にただ単に一時的・例外的に原則を逸脱することで対処出来なくなりつつある。従つて根底にある原則の内実を再考し、その上で市場経済の国々とこれらの市場経

済が不完全にしか機能しない国々の法的関係についてのシステムを再構築すべきではないだろうか。著者は過去の分析について、ともすれば加入条件に関する細かい技術論に墮してしまふテーマの背後に米・EC間の無差別原則と相互主義の相克という非常に根本的な問題点を鋭く指摘してきただけに、その視点が最終章における議論に生かされきっていない点が残りに惜しまれるのである。

もう一点、上記の議論よりは若干細かい批判にはなるが、東欧の加入条件正常化について市場経済諸国と同様の条件の回復で議論が完結していることにも疑問を感じる。周知の通り東欧経済の疲弊には著しいものがある。最近の日本経済新聞の調査(「基礎コース……東欧の経済改革」連載全二二回、日本経済新聞平成四年六月一日～七月一六日、日曜日を除く朝刊)によれば、工業化水準、教育水準、国民意識などの基礎条件の点で東欧諸国の経済改革の前途は長期的には明るいと結論付けられる一方、一九七〇年代後半の計画経済の硬化化とオイルショックによる成長率低下を機に工業技術、特に先端産業での西側との格差は歴然とし、またその時期の西側からの設備導入に伴う対外債務を抱えているのが現状である。このように国際競争力への不安と極端な外貨収入の必要性に加え、コモコンの崩壊で貿易量が縮小している現状を勘案すれば、当然これらの国々を發展途上国として扱うかどうかの点が検討課題となろう。著者はただ差別性を無くし価格メカニズムの中にこれらを取り込む



ことだけに留意しているが、積極的な意味での加入条件の特殊化（これをガットは「区別された(differential)」待遇と言う）について検討すべき余地は大いにあるのではないだろうか。

しかしながらこれらの批判はガット研究における本書の価値に何等影響するものではないと信ずる。この「古くて新しい」問題への包括的な取り組み自体が既に時代の要請を満たした余りあるものであり、著者の優れた洞察力による過去の事実関係に対する明瞭な分析は法律、政治、経済の領域を越えて、当該課題への長期的な解決に問題提起をなし、一定の指針を与えてくれるものである。ガットの未来図に少なからぬ関心を寄せる者には必読の一冊と言えよう。

## 五

最後に著者のリア・A・ハウス女史について簡単に触れておきたい。本書の前書きや裏表紙等から得られる限りの情報では、出版日現在の氏の肩書はニューヨーク大学政治学助教授 (assistant professor of politics at New York University) 一九六〇年生まれ若手女流政治学者である。フランダース大学の博士課程では『*After Hegemony—Cooperation and Discord in the World Political Economy*』(Princeton University Press, 1984)で国際政治経済学に二石を投じ、覇権安定論へのアンチテーゼとしてのレジーム論を展開したことで知られるコヘイン(R. O. Keohane)教授に師事していた。川瀬 剛志

付記—本稿脱稿後の平成五年四月一六日付日本経済新聞朝刊九面によれば、ロシアが早ければ六月のガット理事会までに加盟申請する見通しであると報じられている。先進国の対ロ支援の高まりもあり概ね楽観できそうな反面、ドイツ蔵相がロシアについてガット加盟に必要な国内体制が整っていないと述べるなど、警戒感も否定出来ないようである。いずれにせよ、今後の加入交渉の推移が注目される。